

令和7年8月8日
第5回山都町農業委員会
議 会 議 事 錄

山都町農業委員会

令和7年度第5回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年8月8日（金）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 14番 下山 委員・15番 松川 委員

第2

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第8号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第19号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第20号 令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画について

議案第21号 令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)

議案第22号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの
判断について

議案第23号 令和7年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、

【18名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、菊池 吉之、

本田 恵藏、山下 照、高森 正、下山 久義、松川 陽一、

下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、西田 肇

欠席委員 興梠 辰也、

【 1名】

出席職員 松本文孝、興梠宏幸、藤山眞悟、下田理佐

【 4名】

欠席職員

【 0名】

事務局長 皆さん、こんにちは、
《前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、18名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は4名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理 皆さん、こんにちは、《前段の挨拶。》
それでは、令和7年度第5回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《会長より挨拶を述べる》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下
「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
本日は、14番 下山 委員・15番 松川 委員 宜しくお願ひします。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたので報告する。

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。
今回、8件の届出があつてお、いずれも相続によるものです。
詳細は、議案書のとおりです。
以上、報告いたします

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第8号 農地の賃貸借権の合意解約について

下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があつたので報告する。

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第8号について説明致します。

今回、賃貸借権の合意解約について2件提出があり、いずれも農地中間管理事業に係る集積計画および配分計画の一括解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第19号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 13番 高森 委員お願いします。

高森委員

1番の説明をします。

使用貸借権設定の案件です。

借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畠合計・・・m²の5年間の使用貸借権設定の案件です。

高森委員	判断の理由 借受人の主な経営は水稻・茶です。 貸付人は以前から申請地について借受人に対し使用貸借権を設定しており引き続き、借受人と相談し双方の間で5年間の使用貸借権設定の話が決まったため申請されました。 申請地は今後借受人が茶を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。 以下表記の通りです。 以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。
議長	はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。 《質疑なしの声あり》 はい、質疑はないようでございます。 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します 続きまして、2番の説明を 17番 木村委員お願いします。
木村委員	2番の説明をします。 賃借権設定の案件です。 借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畠合計・・・m ² の5年間の賃借権設定の案件です。 判断の理由 借受人の主な経営は水稻・キャベツです。 貸付人は以前から申請地について借受人との間に賃借権を設定しており引き続き、申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。 申請地は今後借受人がキャベツを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。 以下表記の通りです。 以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。
議長	はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。 《質疑なしの声あり》 はい、質疑はないようでございます。 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。 続きまして、3番の説明を 12番 山下委員お願いします。

山下委員 3番の説明をします。
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畠合計・・・m²の贈与による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は水稻・柿・野菜です。
譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が柿・野菜を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下表記の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、4番の説明を 17番 木村委員お願いします。

木村委員 4番の説明をします。
賃借権設定です。
借受人は農業を営む法人で、山都町・・・の畠合計・・・m²の3年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人の主な経営はエゴマです。
貸付人は以前より申請地について借受人に賃借権を設定しており、引き続き申請地について借受人と相談し、双方の間で3年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。
申請地は今後借受人がエゴマを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下表記の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
はい、16番 下田委員

下田委員 借受人は個人ではなくて会社ですか。

木村委員 はい、議案書に記載の会社です。

下田委員 別に耕作される方がおられるのですか。

木村委員 社員の方が耕作されます。

議長 宜しいですか。

他に質疑ございませんか。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第20号 令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。

今回8件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の畠、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物は白ネギ、水稻等です。

申請番号2です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の新規案件になります。

事務局

受け手の経営作物は水稻、トマトです。

申請番号 3 です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物は水稻です。

申請番号 4 です。

山都町・・・の畑、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はキャベツ、水稻です。

申請番号 5 です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はキャベツ、水稻です。

申請番号 6 です。

山都町・・・の畑、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はトマトです。

申請番号 7 です。

山都町・・・の畑、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はトマトです。

申請番号 8 については、

農地の出し手から農業公社への貸付期間が 10 年、農業公社から受け手への貸付期間が 5 年のように貸付期間が異なっているものについて、農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

事務局 申請番号 8 です。
山都町・・・の畠、・・・筆、・・・m²、
農業公社から受け手に 5 年間の賃借権設定の更新案件になります。
受け手の経営作物は小松菜、チンゲンサイです。
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。
それでは、採決に入れます。議案第 20 号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。
よって、議案第 20 号 令和 7 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画について、令和 7 年 8 月 8 日に許可を決定致します。

続きまして

議案第 21 号 令和 7 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和 7 年 8 月 8 日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通した売買による所有権移転関係です。
今回 1 件上がっております。

申請番号 1 です。
山都町・・・の畠、・・・m²、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。
譲渡人は町外在住で、相続により農地を引き継ぎましたが農業経営は行っておらず、今後も農地を管理していくことが困難なため申請されました。

譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案に掛けられる予定です。
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
17番木村委員

木村委員 譲受人の方は間違いないですか。

事務局 山都町内に在住されています認定農業者です。

議長 他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。
それでは、採決に入ります。議案第21号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。
よって、議案第21号 令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転)について、
令和7年8月8日に許可を決定致します。

続きまして

議案第22号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、別紙添付の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。
総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。
今回、非農地であると判断した農地については、田 6筆の合計2475m²の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復

旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。

議案第22号についての説明は以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第22号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

議案第22号の農地について、農地法第2条第1項の規定

による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

続きまして

議案第23号 令和7年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について
令和7年秋季農繁期の農作業標準料金及び賃金の設定が必要と思われる所以意見を求める

令和7年8月8日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第23号について説明致します。

秋季の農作業賃金等について、個人間の農作業委託の目安としていただくために設定する必要がありますので、諮らせていただきます。

議案書をご覧下さい。

一番右の欄に令和7年8月設定の案を載せております。

昨年度から変更した点は、農作業賃金です。

こちらについては、熊本県の地域別最低労働賃金額を参考としており、1時間あたり1,000円としております。

それ以外の設定金額については変更ありません。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

議長 それでは、採決に入ります。議案第23号 令和7年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第23号令和7年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について、令和7年8月8日に決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。

進行を事務局にお返しします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。

報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和7年度第5回山都町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

14番 下山 委員

15番 松川 委員